

第 1 回
千葉県豚熱対策本部
会議資料

令和 7 年 3 月 3 1 日
午後 8 時 開 催

農林水産部畜産課

第1回千葉県豚熱対策本部 会議次第

日時：令和7年3月31日

午後8時00分～

場所：本庁舎5階特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 豚熱「患畜」の発生について
- (2) 防疫措置計画について
- (3) 本部長からの指示について

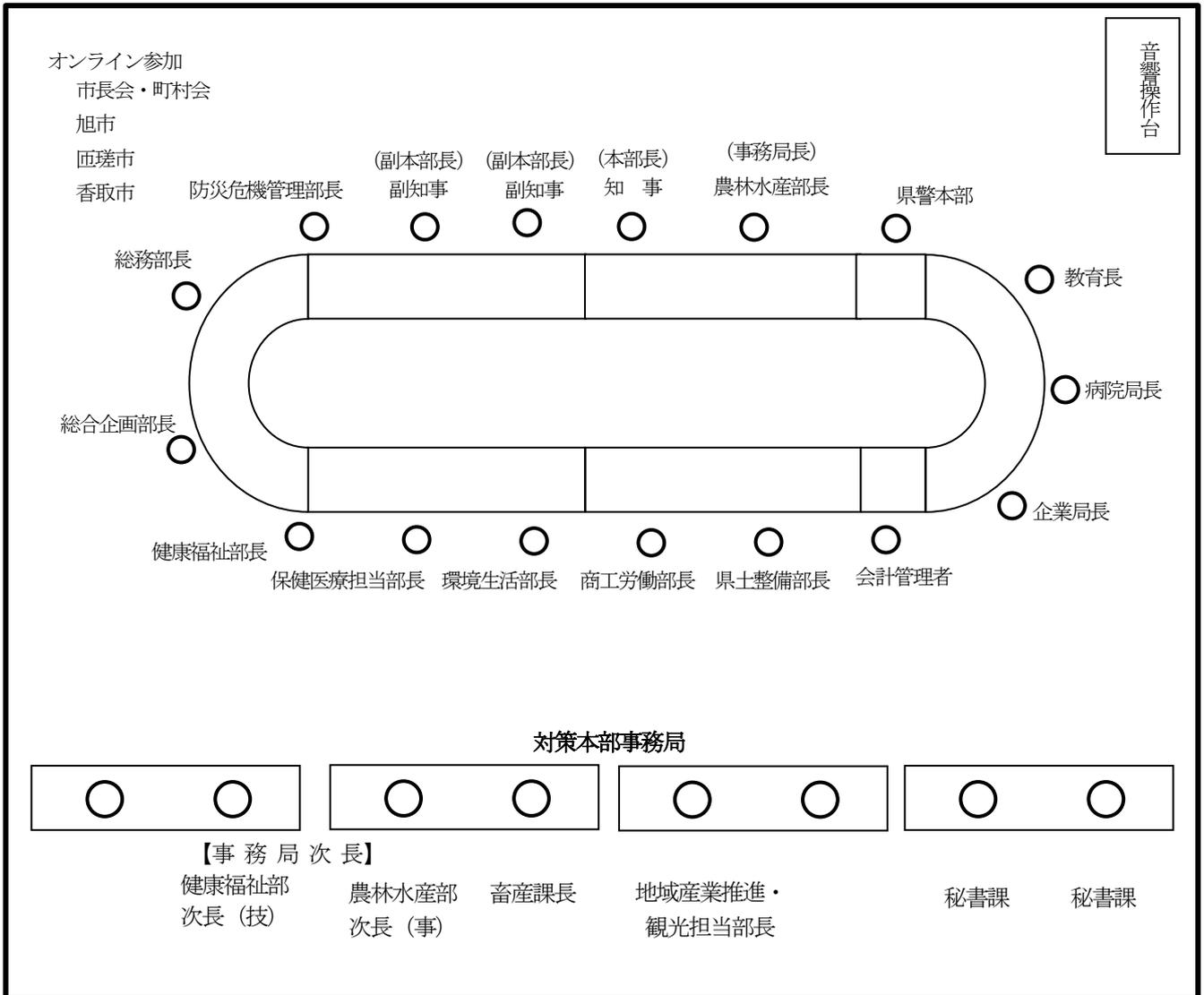
3 閉 会

第 1 回千葉県豚熱対策本部員名簿

本部長	千葉県知事	熊谷 俊人
副本部長	副知事	穴澤 幸男
	副知事	黒野 嘉之
本部員	総務部長	高梨 みちえ
	総合企画部長	富沢 昇
	防災危機管理部長	添谷 進
	健康福祉部長	岡田 慎太郎
	保健医療担当部長	鈴木 貴士
	環境生活部長	井上 容子
	商工労働部長	野村 宗作
	農林水産部長	前田 敏也
	県土整備部長	四童子 隆
	会計管理者	岡田 健
	企業局長	三神 彰
	病院局長	山崎 晋一郎
	教育長	富塚 昌子
	オブザーバー	千葉県市長会長
千葉県町村会長		岩田 利雄
旭市長		米本 弥一郎
匝瑳市長		宮内 康幸
香取市長		伊藤 友則
警察本部（警備部参事官）		廣川 大介
事務局	農林水産部 次長	藤井 浩一
	環境生活部 次長	相葉 正宏
	健康福祉部 次長	出浦 和彦
	農林水産部畜産課長	大澤 浩司

【座席表】第1回千葉県豚熱対策本部会議

(本庁舎 5F 特別会議室)



対策本部体制図



本県初となる豚熱の患畜の発生について（第1報）

農研機構動物衛生研究部門で検査を行ったところ陽性が確認され、農林水産省により、本日20時に豚熱の患畜と確定されました。これを受け県では、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分等の防疫措置を行うこととしました。

また、この防疫措置に要する経費について、令和6年度一般会計補正予算（第8号）として、繰越明許費を設定する専決処分を行いましたので、お知らせします。

1 概要

所在地：旭市

飼養状況：肥育農場 約5,480頭（肥育豚2,630頭、子豚2,850頭）

疫学関連4農場：匝瑳市 約150頭^{*1}、香取市 約50頭^{*1}、

茨城県東茨城郡茨城町 約100頭^{*1}、茨城県東茨城郡城里町 約70頭^{*2}

※1：当該農場から10日以内に移動があった子豚

※2：10日以内に患畜と接触のあった繁殖豚

2 経緯

- (1) 30日 12時20分 農場主から東部家畜保健衛生所へ、死亡頭数増加の通報あり
- (2) 同日 14時35分 東部家畜保健衛生所職員が農場へ立ち入り調査
- (3) 同日 21時00分 県の検査の結果、陽性と判明
- (4) 31日 10時00分 農研機構動物衛生研究部門へ検体を搬入、遺伝子検査を実施
- (5) 同日 20時00分 患畜と確定

3 県の対応

- (1) 当該農場における出荷の自粛及び農場内の消毒の指導
- (2) 国の判定を受け、31日20時に県対策本部会議を開催
- (3) 当該施設における対象豚の殺処分等を実施
- (4) 県内の全養豚農場等に対する注意喚起
- (5) 発生農場の周辺地域で、畜産関係車両を消毒するために、消毒ポイント1か所を設置

4 専決処分（繰越明許費の設定）

本事例は年度を跨ぐ防疫措置となることから、令和6年度予算を令和7年度に繰り越すため、繰越明許費を設定します。

○ 一般会計 1事業 1,000,000千円

・豚熱の防疫 1,000,000千円

【 報道機関へのお願い 】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、御協力をお願いします。

豚熱は、豚・いのししの病気であり、人に感染することはありません。
感染豚の肉が、市場に出回ることはありません。
仮に感染した豚の肉や内臓を食べても、人体に影響はありません。

防 疫 措 置 計 画

I-1 農場概要と殺処分対象豚頭数

1 対象農場	所在地	旭市	備 考
2 殺処分対象	豚舎番号	対象頭数	
子豚	離乳豚舎	2,850	発生豚舎
肥育豚	肥育舎1	470	
	肥育舎2	0	
	肥育舎3	450	
	肥育舎4	220	
	肥育舎5	470	
	肥育舎6	540	
	肥育舎7	480	
処分対象頭数 計		5,480	

I-2 疫学関連農場の殺処分対象豚頭数

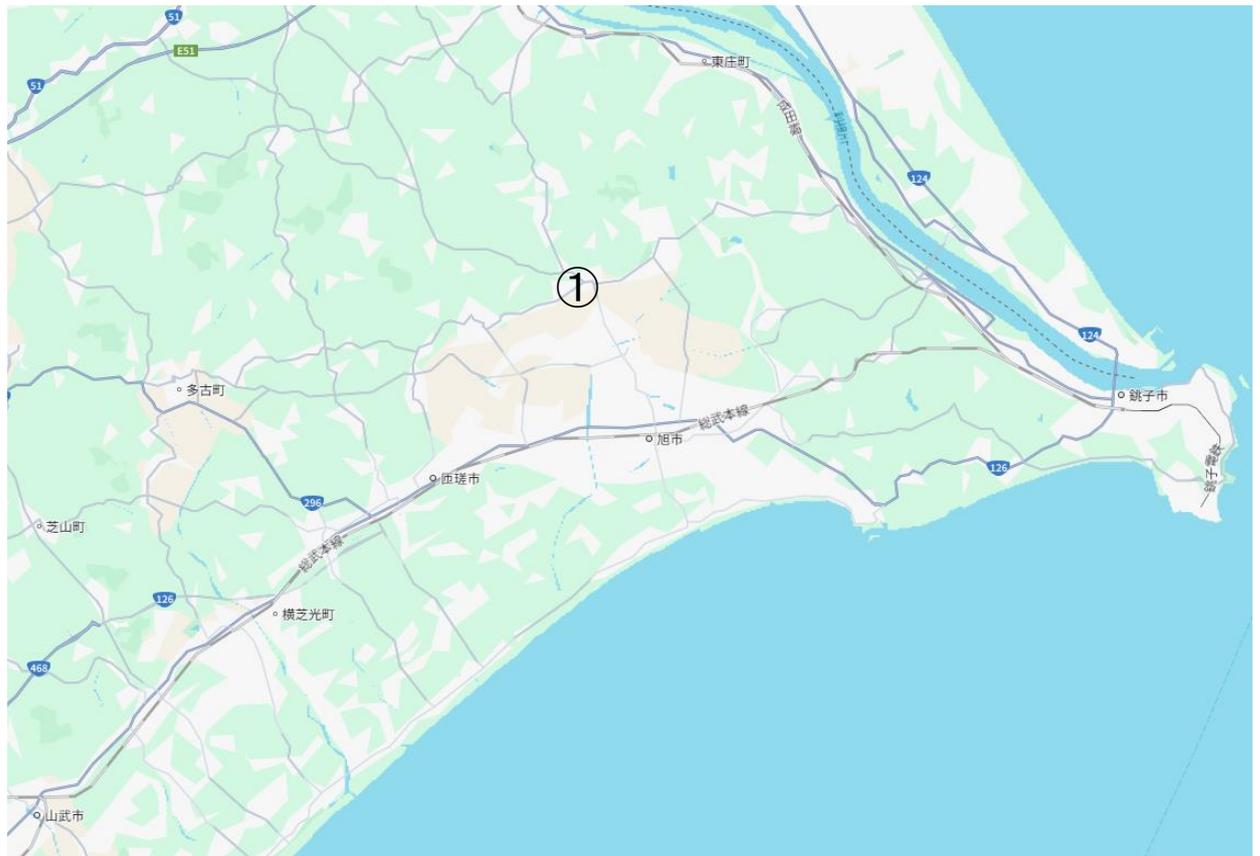
- (1) 匝瑳市 約150頭
- (2) 香取市 約 50頭
- (3) 茨城県東茨城郡茨城町 約100頭
- (4) 茨城県東茨城郡城里町 約 70頭

Ⅱ 移動制限区域・搬出制限区域内の養豚場数・飼養頭数

豚熱ワクチン接種地域のため、当該農場については移動制限が課されるが、移動制限区域及び搬出制限区域の設定は行わない。

Ⅲ 消毒ポイント設置場所

移動制限区域及び搬出制限区域は設定しませんが、防疫措置に万全を期すため、消毒ポイントを1か所設置します。



ポイント番号	消毒ポイント	住所地	開設日時 【24時間運営】
①	旭市ひかた市民センター	旭市南堀之内10	令和7年4月1日 8:00~

IV 防疫措置スケジュール

日数経過	1	2	3	4	5	特記事項
月 日	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3～	
検査進行・ 対策本部会議	① 異常発生 of 通報 12:20 ② 県遺伝子解析 PCR 結果 (+) 21:00	③ 患畜決定 20:00 ④ 対策本部会議開催 20:00				
移動制限区域等設定	豚熱ワクチン接種地域のため、移動・搬出制限区域は設定しない					
防疫措置		防疫措置 3/31～				
殺処分等		開始 20:00～				・家保・民間・県職員 ・4/11 終了見込み
レンダリング処理 埋却処分				4/2～		殺処分豚
農場清掃・消毒				4/2～		